令和　　年　　月　　日

保護者　様

〇〇〇〇〇学校長

学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について（お願い）

　本校では、てんかん発作や重度の低血糖発作により、生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性があると主治医が判断しており、保護者から学校への依頼があった場合は、医師の指示に基づき医薬品の挿入及び投与が可能です。

　保護者が学校に緊急時の医薬品の挿入及び投与の依頼を希望する場合は、学校で対応可能な範囲等を事前に御確認いただいたうえで、主治医に御相談ください。

その結果、主治医が、てんかん発作あるいは重度の低血糖発作により、生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性があり、学校で緊急時の医薬品の挿入及び投与が必要と判断した場合は、必要書類の提出等をもって対応が可能となります。

　緊急時の医薬品の挿入及び投与を依頼する場合は、主治医が記入した別紙１「主治医の指示書」と、保護者が記入した別紙２「与薬依頼書」を御提出ください。

　なお、主治医の依頼書については文書料が発生することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

記

１　本校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について

　（１）預かり及び投与が可能な医薬品

　　・てんかん発作時の坐剤（ダイアップ®）及び口腔用液（ブコラム®）

　　・重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミ－®）

２　医薬品の預かり及び投与に際し必要な提出書類

　・学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与に関する主治医の指示書（別紙１：主治医記入）

　・学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与のお願い（別紙２：保護者記入）

３　その他

　・医薬品の挿入及び投与後は医療機関へ速やかに受診することを原則とします。

　・医薬品の挿入及び投与が困難な場合は、救急車による医療機関への搬送を行います。

　・主治医が複数の場合は、緊急時の対応が一番必要と思われる疾患を診療している主治医の方へ記入を依頼してください。

担当　○○・○○

TEL　048-830-0000